

第1節

暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、共生者^(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

さらに、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たず、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

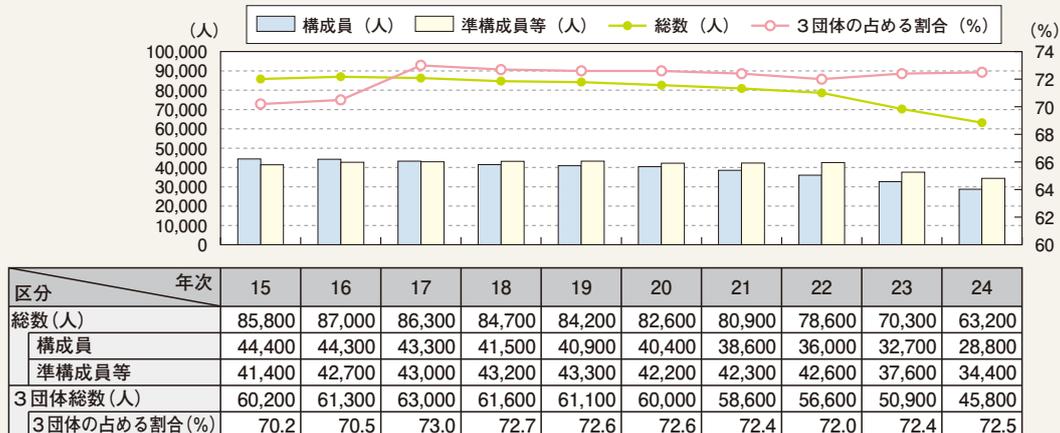
警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進している。

(1) 暴力団構成員及び準構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員等^(注2)の推移は、図3-1のとおりである。その総数は、平成8年から16年にかけて緩やかに増加してきたが、17年から減少している。

山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員及び準構成員等の数は、18年から減少しているが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。中でも山口組の暴力団構成員及び準構成員等の数は、その総数の43.8%^(注3)を占めている。

図3-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移（平成15～24年）



注：3団体の占める割合＝3団体総数÷総数×100

注1：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

注2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

注3：山口組の暴力団構成員の数は、全ての暴力団構成員の数の45.5%を占める。

(2) 山口組の情勢

山口組は、その暴力団構成員及び準構成員等の数に加え、多くの暴力団と^{ゆうぎ}友誼関係(注1)等を構築することにより、大半の暴力団に影響を及ぼし得る地位を獲得しており、山口組への一極集中状態が生じている。その山口組の傘下組織の一つである弘道会は、山口組を事実上支配し、山口組を一層強大化させる原動力となっている(注2)。

(3) 暴力団の解散・壊滅

平成24年中に解散・壊滅した暴力団の数は213組織、所属する暴力団構成員の数は1,336人であり、このうち山口組、住吉会及び稲川会の3団体の傘下組織の数は166組織(77.9%)、所属する暴力団構成員の数は1,020人(76.3%)である。

(4) 暴力団の指定

平成25年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき21団体が指定暴力団として指定されており、24年中は、松葉会が7回目、三代目福博会が5回目の指定を受けた。

表3-1 指定暴力団一覧表(21団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約13,100人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道17県	約3,700人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府15県	約5,000人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約590人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永 清	県内	約520人
6	六代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府	約280人
7	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約230人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約150人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約70人
10	四代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	森田 文靖	2県	約110人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約720人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約50人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約210人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約140人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約160人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	府内	約60人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約920人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	府内	約170人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約990人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約240人
21	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約340人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成24年末のものを示している。ただし、九代目酒梅組の「名称」及び「代表する者」については、名称等変更公示日(25年5月7日)のものを示している。

2：24年末における全暴力団構成員数(約2万8,800人)に占める指定暴力団構成員数(約2万7,800人)の比率は96.5%である。

注1：他団体との間で、首領、幹部同士が擬制的血縁関係を結び、義兄弟になるなどして作り上げられる関係をいう。

2：山口組・弘道会対策については118頁参照

2 暴力団犯罪の取締り

(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の主要罪種別検挙人員の推移は、図3-2のとおりである。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は、3割程度で推移しており、これらが有力な資金源となっていると言える。他方、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が増加傾向にあることから、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図3-2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移（平成15～24年）

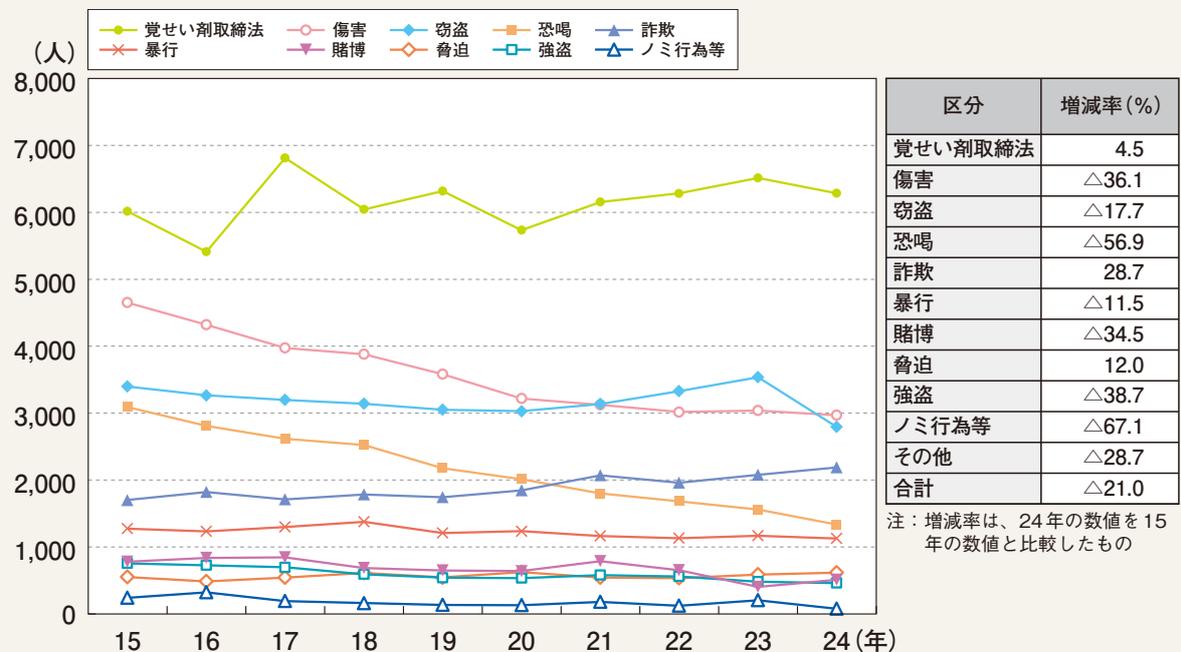


表3-2 暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の推移（平成15～24年）

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
暴力団構成員等の総検挙人員 (人)		30,550	29,325	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503	25,686	26,269	24,139
伝統的資金獲得犯罪検挙人員 (人)		10,128	9,379	10,467	9,412	9,275	8,517	8,921	8,742	8,680	8,209
覚せい剤		6,016	5,412	6,810	6,043	6,319	5,735	6,153	6,283	6,513	6,285
恐喝		3,092	2,808	2,619	2,523	2,175	2,013	1,800	1,684	1,559	1,334
賭博		780	837	845	685	648	639	789	652	405	511
ノミ行為等		240	322	193	161	133	130	179	123	203	79
構成比(%)		33.2	32.0	35.3	33.1	34.1	32.7	33.7	34.0	33.0	34.0

注：構成比＝伝統的資金獲得犯罪の検挙人員÷暴力団構成員等の総検挙人員×100

注：競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の公営競技関係4法違反

(2) 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件及び対立抗争事件等

近年の暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件及び対立抗争に起因する不法行為の発生状況は、図3-3のとおりであり、特に九州での発生が目立っている(注)。

平成24年中、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件については、表3-3のとおり21件発生している。

また、対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況は、表3-4のとおりである。

図3-3 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件及び対立抗争に起因する不法行為の発生状況(平成20~24年)

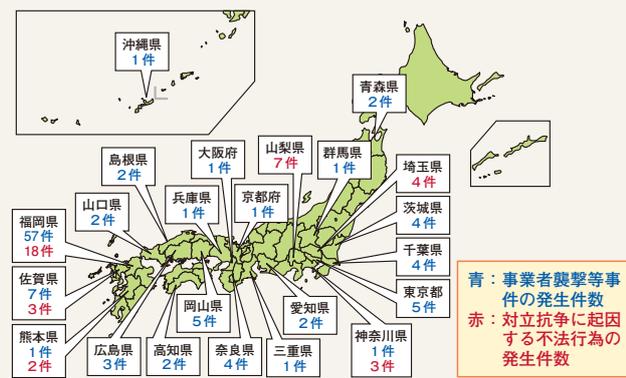


表3-3 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件の発生件数の推移(平成20~24年)

件数	年次				
	20	21	22	23	24
発生件数	24	18	15	29	21
銃器使用	7	1	3	11	2
手りゅう弾使用	3	2	2	2	1

注：「暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件」とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業(株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。)その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 上記1に該当しない次の事件
 - 銃器の使用
 - 実包(薬きょうを含む。)の送付
 - 爆発物の使用(未遂を含む。)
 - 放火(未遂を含む。)
 - 火炎瓶の使用(未遂を含む。)
 - 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建築物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

表3-4 対立抗争事件の発生事件数及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発砲事件数等の推移(平成15~24年)

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		発生事件数(事件)	7	6	6	1	2	1	1	0	0
対立抗争	発生回数(回)	44	31	18	15	18	6	4	0	13	14
	うち銃器使用	32	19	11	8	12	3	1	0	9	7
		(72.7)	(61.3)	(61.1)	(53.3)	(66.7)	(50.0)	(25.0)		(69.2)	(50.0)
銃器発砲	死者数(人)	7	4	2	0	8	3	2	0	5	1
	負傷者数(人)	15	12	4	6	8	0	0	0	3	6
	発砲事件数(事件)	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25
銃器発砲	死者数(人)	28	15	7	2	12	8	6	6	5	3
	負傷者数(人)	27	12	6	8	7	5	8	3	7	11

- 注1：括弧内は、銃器使用率(%)を示す。
- 注2：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。
- 注3：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

注：九州における暴力団情勢については60頁参照

(3) 資金獲得犯罪

警察では、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、各種の事業活動に進出している暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

① 社会経済情勢の変化に応じた資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした不当要求、振り込め詐欺、強盗、窃盗のほか、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。

事例 ①

Case

山口組傘下組織幹部（33）らは、会社の社債の購入代金名下に現金をだまし取ろうと企て、高齢者に対し、社債を購入すれば「3倍の値で買い取る」と嘘を言うなどして、平成22年9月から同年10月にかけて現金3,000万円をだまし取った。24年1月、同幹部ら4人を詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

② 一般の経済取引を装った資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は共生者と結託するなどして、暴力団の威力を背景としつつ、一般の経済取引を装い、貸金業法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等様々な資金獲得犯罪を行っている。

事例 ②

Case

山口組傘下組織幹部（33）らは、無登録で貸金業を営み、23年8月から24年2月にかけて、法定利息を上回る利息を受け取っていた。同年6月、同幹部ら2人を貸金業法違反（無登録営業の禁止）等で逮捕した（愛知）。

コラム ① 山口組・弘道会対策

(1) 弘道会の概要

現在の山口組組長が昭和59年に立ち上げた山口組の傘下組織で、主たる事務所は愛知県名古屋市にある。

現在の山口組は、弘道会の初代会長が六代目の組長、二代目の弘道会会長が若頭^(注1)となっており、弘道会が山口組の主要な地位を押さえている状況にある^(注2)。

(2) 山口組・弘道会集中取締り等対策の推進

暴力団対策上、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、そのためには、山口組の強化を支える弘道会の弱体化を図ることが不可欠である。警察では、組織を挙げて山口組・弘道会及びその傘下組織に対する取締り等を推進しており、平成24年中は、山口組直系組長23人、弘道会直系組長5人、弘道会直系組織幹部27人を検挙した。

事例 ③

Case

弘道会直系組長（57）らは、20年7月、みかじめ料の支払いを断ろうとした飲食店経営者を「払わなければ放火されるぞ」などと言って脅し、22年8月までに現金合計78万円を喝取した。24年10月、同組長ら5人を恐喝罪で逮捕した（愛知）。

注1：一般に、組長等の代表者以外で組織の運営を支配する地位にある者の筆頭者をいう。

注2：暴力団においては、傘下組織の組長等が同時に上位組織の幹部となっている状況がみられる。

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行った場合等には、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会は中止命令等を発出することができる。

都道府県公安委員会が最近5年間に発出した中止命令等の発出件数の推移は表3-5のとおりである。

事例 1

Case

山口組傘下組織構成員(27)は、飲食店経営者に対し、「お前らの問題で俺は迷惑しているんだ。お前は俺に嘘を言った。どうやってけじめをつけるんだ。いくら出せるんだ」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、詫び料名目でみだりに金品等の贈与を要求した。平成24年1月、県公安委員会は、同構成員に対し、その要求を継続してはならない旨を命じた(静岡)。

事例 2

Case

山口組傘下組織幹部(68)は、債権者から債権取立ての依頼を受けて報酬を受ける約束をし、債務者に対し、「貸した金をいつ返すんや。この俺が取り立てるからお金を出しいな」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して債務の履行を要求したため、府公安委員会は同幹部に中止命令を発出していたが、同幹部は他の債務者に対しても同様の要求を行った。24年4月、府公安委員会は、同幹部に対し、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨を命じた(大阪)。

表3-5 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24		
合計(件)		2,270 (86)	2,119 (95)	2,130 (101)	2,064 (139)	1,823 (112)		
形態別	9条							
	2号	不当贈与要求行為	796 (20)	721 (18)	734 (27)	723 (27)	623 (17)	
	3号	不当下請等要求行為	16	13	8 (1)	5	7	
	4号	みかじめ料要求行為	170 (14)	176 (14)	159 (14)	169 (12)	152 (11)	
	5号	用心棒料等要求行為	407 (28)	333 (18)	379 (15)	355 (24)	387 (31)	
	6号	高利債権取立等行為	43 (2)	49 (4)	46 (4)	36 (8)	44 (6)	
	7号	不当債権取立行為	15 (1)	12	11	24 (2)	5 (1)	
	8号	不当債務免除要求行為	72 (1)	87 (1)	82	68 (2)	71 (1)	
	9号	不当貸付等要求行為	14 (1)	19	19	11	19	
	14号	競売等妨害行為	0	0	0	0	0	
	19号	不当示談介入行為	1	2	0	1	1	
	20号	因縁をつけての金品等要求行為	25 (1)	22	28	11	20	
		その他	7	8	5	15	3	
	10条	1項	暴力的要求行為の要求	(0)	(0)	(0)	(2)	
		2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	255	279	247	315	244
	12条の2		指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(0)	(0)	(0)	(0)	
	12条の3		準暴力的要求行為の要求等	(1)	(0)	(3)	(4)	
	12条の5		準暴力的要求行為	1	1	14 (2)	(0)	
	15条		暴力団事務所の使用制限命令	(0)	(0)	(0)	(17)	
	16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	23 (2)	24 (2)	43 (3)	21 (1)	24 (3)
		2項	威迫による加入強要・脱退妨害	366 (15)	324 (8)	308 (16)	262 (13)	194 (7)
		3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	34	31	29	37	12
	17条		加入の強要の命令等	(0)	(0)	(0)	(0)	
	20条		指詰め等の強要等	20	12	10	8	3
	24条		少年に対する入れ組の強要等	2	0	0	1	4
	29条		事務所等における禁止行為	3	6	6	2	6
	30条の2		損害賠償請求等の妨害	(3)	(0)	(8)	(5)	(2)
	30条の5		暴力行為の賞揚等	(61)	(30)	(8)	(14)	(12)
	30条の6	1項	用心棒の役務提供等	—	—	—	—	0
		2項	用心棒行為等の要求等	—	—	—	—	0
30条の9		特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	—	—	—	—	0	
30条の11		特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	—	—	—	0	
団体別	六代目山口組	918 (25)	843 (18)	831 (43)	795 (53)	677 (45)		
	稲川会	372 (29)	330 (24)	313 (29)	327 (17)	289 (17)		
	住吉会	361 (9)	368 (12)	369 (12)	316 (10)	341 (12)		
	五代目工藤會	12 (1)	13	16 (6)	10 (5)	7 (2)		
	四代目旭琉會	15 (1)	4 (12)	11	3	1		
	沖繩旭琉會	22	16 (2)	12	14	0		
	旭琉會	—	—	—	—	20		
	六代目会津小鉄会	4	17 (13)	12 (3)	8	4 (2)		
	五代目共政会	8	0	8	3	4		
	七代目合田一家	6 (1)	7	7 (1)	1	6		
	四代目小桜一家	2	1	5	1	5		
	四代目浅野組	2	2	4	7	(2)		
	道仁会	77 (5)	26 (3)	24 (1)	17 (19)	13 (11)		
	二代目親和会	2	1	3	1 (2)	1 (1)		
	双愛会	17 (1)	13 (1)	24	28 (3)	5 (1)		
	三代目侠道会	7	12 (1)	13	2	4		
	太州会	16 (2)	20 (3)	9 (2)	26 (3)	10		
	八代目酒梅組	1	4	5	0	2		
	極東会	4 (3)	61 (1)	69	80 (6)	49 (2)		
	二代目東組	24	10	11	22 (1)	34 (1)		
松葉会	81 (7)	79 (4)	108 (1)	72 (7)	88 (3)			
三代目福博会	17 (1)	7 (1)	10 (1)	13 (1)	11 (3)			
九州誠道会	13 (1)	17	12	12 (12)	11 (7)			

注1：数字は、中止命令の件数であり、括弧内のうち、第15条は事務所使用制限命令、第30条の2は防止命令、第30条の5は禁止命令で、その他は再発防止命令の外数である(平成21年以降の合計欄及び団体別欄の括弧内の数字は、事務所使用制限命令、防止命令、禁止命令及び再発防止命令の合計件数)。

2：団体名は、24年12月31日現在のものである。

3：四代目旭琉會については、沖繩旭琉會に吸収されて消滅し、沖繩旭琉會については、名称を「旭琉會」に改めていることから、四代目旭琉會及び沖繩旭琉會の24年の発出件数については、名称等変更公示日(24年3月29日)の前日までのものを示している。また、旭琉會の発出件数については、同公示日以降のものを示している。

コラム ② 施行20年を迎えた暴力団対策法

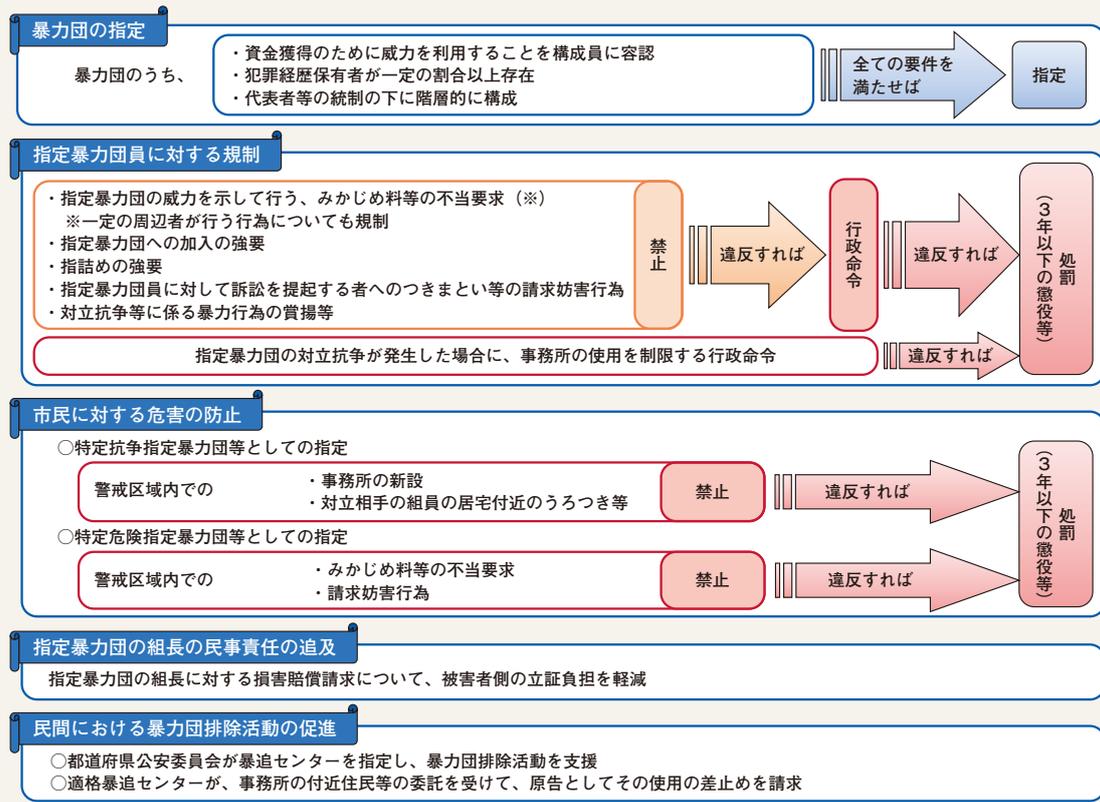
暴力団対策法は、平成24年3月、施行から20年を迎えた。暴力団対策法は、民事介入暴力を始めとする暴力団の資金獲得活動や対立抗争事件その他暴力団員の不当な行為への効果的な対策が強く求められた社会情勢を背景に、3年に制定され、4年3月から施行された。

暴力団対策法は、一定の要件に該当する暴力団を指定し、この指定された暴力団（指定暴力団）の暴力団員（指定暴力団員）の一定の行為を規制の対象とし、指定暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う不当な金品等の要求行為（暴力的要求行為）を規制するほか、対立抗争事件に伴う暴力団事務所の使用の制限、少年に対する加入強要の禁止等も規定しており、暴力団の活動を多面的に抑止することが可能となっている。また、都道府県ごとに暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）を指定し、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間公益活動の促進を図ることも内容としており、我が国における暴力団排除活動を活発化させる原動力となった。

その後、暴力団情勢の変化やその施行状況等を踏まえ、5年、9年、16年、20年及び24年の5回にわたって改正されてきた。24年の改正は、市民に対する危害を防止するための規制の強化^(注1)、適格暴追センター^(注2)による暴力団事務所使用差止請求を可能にする制度の導入、指定暴力団員の不当要求に対する規制の強化等を内容とするものであり、25年1月までに全面施行された。

24年末現在、指定暴力団は21団体となっており、全暴力団員の約96.5パーセントが暴力団対策法の規制の対象となっている。また、24年末までに、同法に基づき約4万件の行政命令^(注3)が発出されている。

図3-4 暴力団対策法の概要



注1：61頁参照

注2：国家公安委員会の認定を受けた暴追センター。122頁参照

注3：24年中には、中止命令は1,823件、再発防止命令は81件、事務所使用制限命令は17件、賞揚等禁止命令は12件、請求妨害防止命令は2件発出されている。

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団員等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

さらに、警察庁では、公共事業等あらゆる契約から暴力団関係企業を排除するため、24年9月までに全省庁との間において、公共事業等からの排除対象の明確化及び警察との連携強化に関する合意書を締結している。

なお、24年に暴力団対策法が改正され、行政全体が一体となって公共事業からの暴力団排除に取り組むため、国及び地方公共団体は指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずることなどが規定された。

事例 Case

建設会社の代表者（64）を自然公園法違反で検挙したところ、同人と山口組傘下組織幹部とが社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明した。そこで、警察から和歌山県、三重県等へ通報し、24年2月までに、和歌山県及び三重県が入札参加資格の停止の措置を講ずるなどした（和歌山、三重）。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

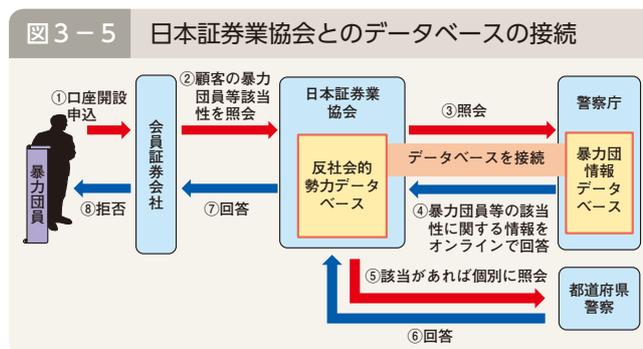
① 各種事業における暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。また、近年各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでいる。

② 各種取引における暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）^(注2)及び22年12月のワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では関係機関・団体と連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

警察庁では、証券取引からの暴力団排除を徹底するため、25年1月に警察庁の暴力団情報データベースと日本証券業協会の反社会的勢力データベースを接続し、日本証券業協会会員証券会社の顧客の暴力団員等の該当性について、各社からの照会に応じるシステムの運用を開始した。



注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可等を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項をいう。

2：企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、地域住民等による暴力団事務所に対する撤去運動等を支援し、事務所を撤去させるなど地域住民等に対する的確な支援を実施している。また、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟や事務所撤去訴訟等の民事訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。さらに、飲食店業者等は、警察、暴追センター及び弁護士会と連携の上、暴力団に対するみかじめ料拒否運動を行うなどしている。

また、平成24年に改正された暴力団対策法においては、適格暴追センターが、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、原告として事務所使用差止請求訴訟を行うことができることとなった。25年4月までに、7都県の暴追センターが適格暴追センターの認定を受けた。



事務所撤去運動



暴力団追放パレード

事例 1

Case

24年2月、住吉会傘下組織組長（50）らを、埼玉県暴力団排除条例違反（暴力団事務所の開設又は運営の禁止）で検挙した。暴力団事務所が開設されていた建物の所有者が事務所の明渡しを求める通知書を同組長らに発出するに当たり、警察では、弁護士会と連携して所有者に対する支援を行った。同年4月、この求めに応じて事務所が撤去された（埼玉）。

コラム ③暴力団排除に関する条例の施行状況

地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の制定が全国的に進み、平成23年10月までに全都道府県で施行された。

各都道府県では、条例に基づいた勧告等を実施しており、24年中における実施件数は、勧告が68件、指導が3件、中止命令が6件、検挙が5件となっている。

事例 2

Case

水道工事会社の経営者は、工事代金の回収やトラブル等を解決してもらうため、山口組傘下組織幹部（43）に用心棒料を供与していた。24年6月、県公安委員会は、同経営者と同幹部に対し、神奈川県暴力団排除条例の規定（利益供与等の禁止）に反したことにより勧告を実施した（神奈川）。

コラム ④東日本大震災の復旧・復興事業からの暴力団排除等の取組

東日本大震災の復旧・復興事業には、官民間わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して、違法行為を敢行したり、活動資金を獲得したりするおそれがある。

平成24年中には、東日本大震災の復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪を19件（前年比2件増）検挙した。暴力団が、被災者を対象とした貸付制度を悪用して貸付金を詐取したり、被災地の復旧・復興工事に労働者を違法に派遣したりするなど、震災の復旧・復興事業に介入している実態がうかがわれる。

警察では、関係県警察等が参加する暴力団排除対策推進会議の開催等により、情報の共有や連携を図りながら、暴力団等の動向把握や取締りを徹底している。また、関係省庁・団体に対し、復旧・復興事業に係る契約書等への暴力団排除条項の導入、暴力団排除連絡協議会の設置を通じた警察との情報共有等を要請するなど、関係機関・団体との連携を強化し、各種事業等への暴力団の介入を阻止するための取組を推進している。25年4月には、ワーキングチームにおいて、元請事業者等に対する指導・要請、事業者に対する検査・調査の強化など、関係機関等が連携して、暴力団による労働者の違法派遣等への対策を強化していくことなどが確認された。



福島第一原子力発電所・暴排協議会現地連絡会の状況

事例 ③

Case

住吉会傘下組織幹部（33）は、労働者を福島第一原子力発電所における災害復興工事現場に派遣し、禁止業務である分電盤設置等の建設業務について労働者派遣事業を行った。24年5月、同幹部を改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反で逮捕した（福島）。

コラム ⑤匿名通報ダイヤルの運用

平成24年4月から、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪に関する通報を国民から電話又はインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う匿名通報ダイヤルの対象として、暴力団が関与する犯罪等を追加することで、組織犯罪全般に関する情報提供の促進に努めている。24年中の通報件数は3,307件であり、このうち事件検挙への貢献が認められたことにより、情報料を支払った件数は2件である。

コラム ⑥準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化等

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在する。警察では、こうした集団を準暴力団と定義し、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化等に努めている。

第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成24年中の薬物事犯の検挙人員は1万3,466人と、前年より302人（2.2%）減少し、覚醒剤事犯の検挙人員もやや減少している。しかし、覚醒剤の押収量が前年より増加するなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

(1) 各種薬物事犯の状況

① 覚醒剤事犯

平成24年中の覚醒剤事犯の検挙人員^(注1)は、前年よりやや減少したが、全薬物事犯の検挙人員の86.0%を占めている。また、粉末押収量及び錠剤押収量は、前年より増加している。24年中の覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員の55.0%を暴力団構成員等が占めているほか、他の薬物事犯と比較して再犯者が占める割合が高いことや30歳代以上の検挙人員が多いことが挙げられる。

② 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の11.9%を占めており、依然として高水準である。24年中の大麻事犯の特徴としては、覚醒剤事犯とは異なり、全検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。また、最近では再犯者や30歳代以上の年齢層の検挙人員が増加傾向にあることから、乱用者の層の拡大も懸念される。

③ その他の薬物事犯

最近5年間のMDMA^(注2)等合成麻薬事犯、あへん事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、表3-6のとおりである。

図3-6 薬物事犯の検挙人員(平成24年)

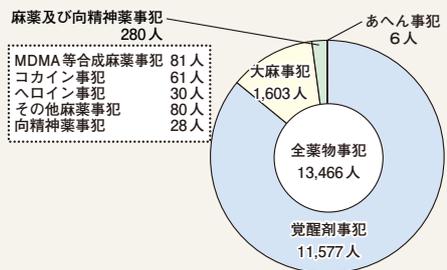


表3-6 各種薬物事犯の検挙状況の推移(平成20~24年)

区分		年次	20	21	22	23	24
覚醒剤事犯	検挙人員(人)		11,025	11,655	11,993	11,852	11,577
	押収量	粉末(kg)	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5
		錠剤(錠)	22,371	12,799	8	39	223
大麻事犯	検挙人員(人)		2,758	2,920	2,216	1,648	1,603
	押収量(kg)	乾燥大麻	375.1	195.1	144.9	134.7	301.8
		大麻樹脂	33.1	17.2	8.8	28.0	41.7
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員(人)	281	107	61	77	81
		押収量(錠)	217,172	85,688	17,326	26,288	3,674
	コカイン	検挙人員(人)	98	116	105	82	61
		押収量(kg)	5.5	11.3	6.9	28.7	6.6
	ヘロイン	検挙人員(人)	13	15	17	18	30
		押収量(kg)	1.0	1.2	0.3	3.5	0.1
	向精神薬	検挙人員(人)	30	17	23	31	28
押収量(錠)		48,031	2,918	17,524	11,039	263	
あへん事犯	検挙人員(人)	14	28	21	12	6	
	押収量(kg)	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2	

注1：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反の検挙人員のうち、覚醒剤事犯に係るものを含む。

2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

(2) 薬物密輸入事犯の状況

平成24年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は192件、検挙人員は262人と、前年より46件（19.3%）、5人（1.9%）それぞれ減少した。

覚醒剤密輸入事件についてみると、検挙件数は120件、検挙人員は170人と、前年より65件（35.1%）、46人（21.3%）それぞれ減少したが、過去10年間の推移をみると増加傾向にある。最近では、ナイジェリア人の関与がうかがわれる事案が多くみられる。

この背景には、我が国での根強い薬物需要と、暴力団や来日外国人犯罪組織と国際的な薬物犯罪組織等とのグローバルなネットワークの構築があるものと推認される。

表3-7 覚醒剤密輸入事件の検挙状況の推移（平成15～24年）

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
検挙件数（件）		47	102	27	63	65	77	164	132	185	120
	うち航空機利用によるもの	21	74	17	40	46	49	127	112	151	81
検挙人員（人）		65	120	40	77	90	97	219	158	216	170
	うち暴力団構成員等	20	21	11	24	16	18	62	31	39	20
	うち来日外国人	30	54	15	43	39	42	97	90	139	106

事例

Case

ナイジェリア人の男（39）らは、24年10月、カシューナッツ等の袋の中に覚醒剤約4キログラムを隠匿し、ケニアから国際スピード郵便で密輸入したことから、同人らを覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕した。また、同人の自宅において、覚醒剤約14キログラム及びコカイン約1.4キログラムを押収した（大阪、千葉）。

(3) 薬物犯罪組織の動向

① 薬物事犯への暴力団の関与

平成24年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は6,373人と、前年より180人（2.7%）減少したものの、覚醒剤事犯の全検挙人員の55.0%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は562人と、前年より52人（8.5%）減少しているものの、全検挙人員の35.1%を占めており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

24年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は436人と、前年より61人（12.3%）減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員が全薬物事犯の75.2%を占めている。国籍・地域別でみると、イラン、フィリピン及びブラジルの比率が高く、3か国で全体の33.3%を占めている。イラン人の覚醒剤事犯の検挙人員は30人と、前年より8人減少したが、このうち営利犯^(注)は40.0%を占め、他の国籍・地域の者と比べると高率であり、依然としてイラン人が覚醒剤の密売に深く関与していることがうかがわれる。

事例

Case

イラン人の男（41）は、日本人の男（34）らに対し、覚醒剤等を密売していた。24年6月までに、イラン人の男及び同人から覚醒剤等を購入した日本人の男ら14人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕（イラン人の男については、同年10月、より罰則の重い麻薬特例法違反（業として行う譲渡）に訴因変更）した（京都）。

注：営利目的所持、営利目的譲渡及び営利目的譲受け

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

① いわゆる「運び屋」^(注1)等による薬物密輸事犯への対策

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っている。

また、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注2)やマネー・ローンダリング事犯^(注3)の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

② インターネットを利用した薬物密売事犯対策

平成24年中のインターネットを利用した薬物密売事犯^(注4)の検挙事件数は25事件と、前年より6事件減少した。警察では、サイバーパトロールやIHCからの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。また、インターネットを利用した薬物密売事犯を検挙した場合は、サイト管理者等に対して警告及び再発防止指導等を行っている。

③ 「脱法ドラッグ」^(注5)対策

近年、「脱法ドラッグ」の使用者が、自動車を運転して重大な交通事故を引き起こしたり、心身に異常を来して救急搬送されたりする事案が相次いで発生している。警察では、使用者を危険運転致傷罪等により検挙するとともに、「脱法ドラッグ」の販売業者に対する指導・警告、悪質な販売業者の薬事法違反による検挙等に努めている。また、新しい「脱法ドラッグ」が次々に出現していることを踏まえ、25年2月には、麻薬や指定薬物に化学構造が類似する特定の物質群が薬事法における指定薬物として包括的に指定され、規制対象となった。

(2) 需要の根絶

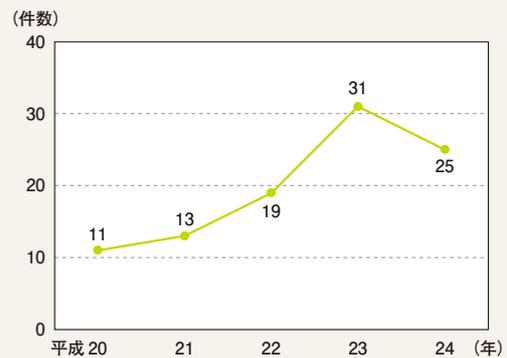
① 薬物乱用の取締り

薬物は、乱用者の精神、身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となっていることから、薬物乱用は社会の安全を脅かす重大犯罪である。警察では、乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

② 薬物再乱用防止に向けた取組

警察では、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための基礎的な知識や相談先等を記載した資料を配布し、薬物再乱用防止に関する必要な情報提供を行っている。

図3-7 インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数の推移(平成20~24年)



密輸防止キャンペーン

注1：航空機等を利用して薬物を密輸する役割を担う者をいい、薬物犯罪組織とつながりの薄い者が仕立てられる。

注2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

注3：133頁参照

注4：広告違反、あおり・唆しを含む。

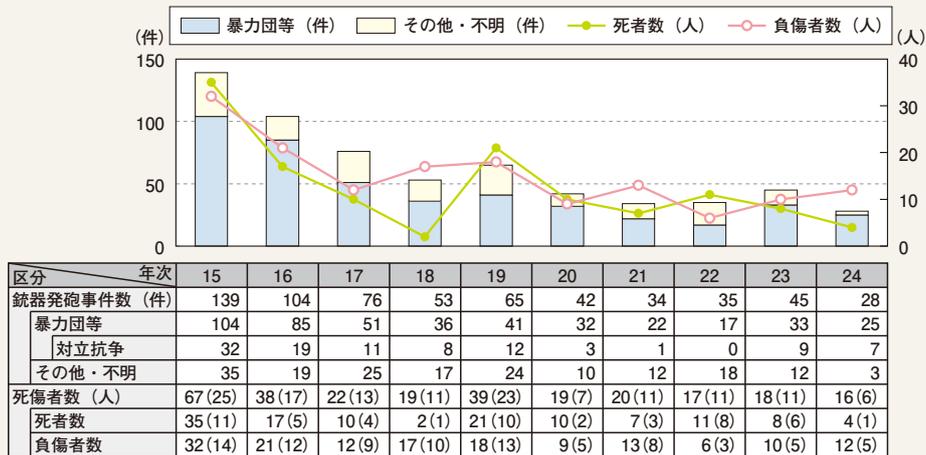
注5：規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらいう。）又は指定薬物（薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

平成24年中の銃器情勢は、一般国民や民間企業を対象とする暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が相次いで発生し、銃器を使用した事件^(注1)も153件発生するなど、依然として厳しい状況にある。

図3-8 銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移（平成15～24年）



注1：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

注3：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

注4：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

① 銃器の摘発

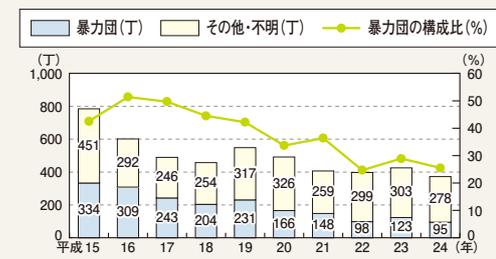
警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うなど、総合的な銃器対策を推進している。

拳銃押収丁数の推移は、図3-9のとおりである。平成24年中の暴力団からの押収丁数^(注2)は全押収丁数の25.5%を占め、このうち61.1%が山口組からの押収であった。

② 国民の理解と協力の確保

警察では、20年5月、広く国民から拳銃の情報提供を促すことを目的として「拳銃110番報奨制度」を導入した。また、「銃器犯罪根絶の集い」等の催しを開催したり、民間ボランティア団体と連携した活動を行ったりすることで、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛けている。

図3-9 拳銃押収丁数の推移(平成15～24年)



注1：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃刀法第2条第1項)をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

注2：暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。

1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪は、平成の初期から増加傾向にあったが、検挙件数については平成17年を、検挙人員については16年をピークに減少に転じた。24年中は、検挙件数は1万5,368件、検挙人員は9,149人と、それぞれ前年より1,904件（11.0%）、899人（8.9%）減少した。

図3-10 来日外国人犯罪検挙状況の推移（昭和58～平成24年）



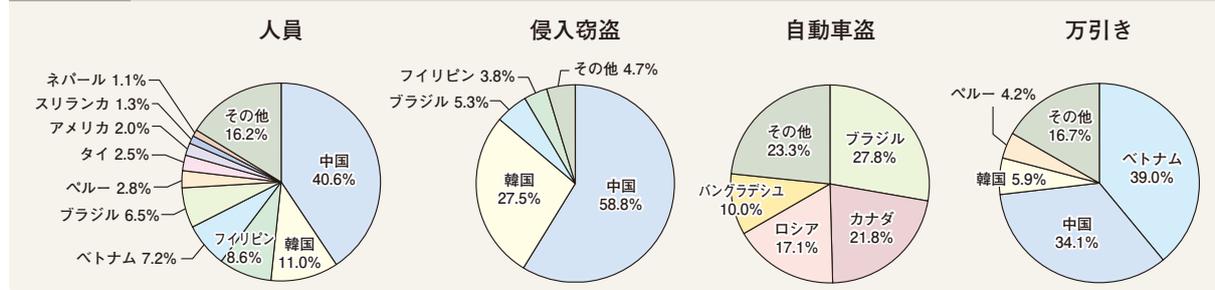
表3-8 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成15～24年）

区分	年次	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		総検挙	件数 (件)	40,615	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809
	人員 (人)	20,007	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149
刑法犯	件数 (件)	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142
	人員 (人)	8,725	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423
特別法犯	件数 (件)	13,357	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226
	人員 (人)	11,282	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726

(2) 国籍・地域別検挙状況

平成24年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国（台湾、香港を除く。）が最も多く、検挙人員の約4割を占めている。刑法犯検挙件数を罪種別にみると、侵入窃盗では中国が58.8%、自動車盗ではブラジルが27.8%、万引きではベトナムが39.0%となっているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なっている。

図3-11 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（平成24年）



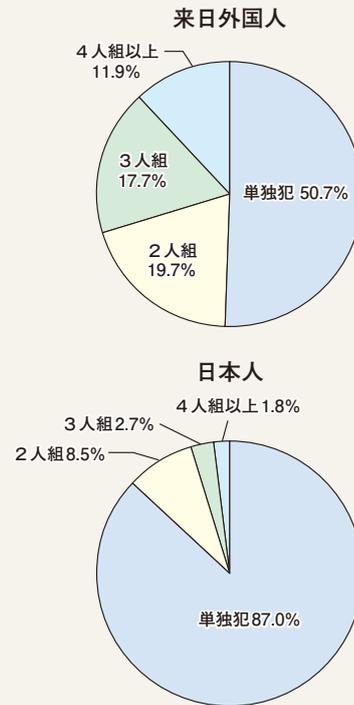
2 国際犯罪組織の動向

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

平成24年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は49.3%と、日本人（13.0%）の約3.8倍に上り^(注)、罪種別にみると、住宅を対象とした侵入窃盗で93.4%と日本人（13.9%）の約6.7倍に上るなど、共犯事件の割合が極めて高い。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人によって組織的に犯罪が敢行される傾向がうかがわれる。最近では、在留資格を不正取得するために偽装結婚が行われたり、犯罪収益等を海外に送金するために地下銀行が営まれたり、ヤードを利用した盗難自動車等の解体・不正輸出や各種公的給付制度を悪用した詐欺等の犯罪が敢行されたりしている。

図3-12 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成24年）



事例 1 Case

中国人の男（30）らは、19年から23年9月にかけて、依頼人から集めた現金を高級腕時計に換え、国際スピード郵便を利用して中国に無許可で輸出し換金する手口で地下銀行を営み、約650人から集めた約22億円を中国へ不正に送金していた。24年1月までに中国人3人を関税法違反（無許可輸出予備）、銀行法違反（無免許営業）等で逮捕した（兵庫、広島）。

事例 2 Case

風俗店を経営する中国人の女（47）らは、行政書士事務所の実質的経営者の男（32）と共謀し、日本人の配偶者等の在留資格を得ようとする中国人の女らを組織的に偽装結婚させていた。24年6月までに、中国人23人、日本人15人及びフィリピン人1人を公正証書原本不実記載・同行使罪等で検挙した（大阪）。

(2) 国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織は、出身国や地域別に組織化される、組織の構成員は利害関係が一致する者と離合集散を繰り返す、リーダーの下で役割を分担して犯行を敢行するといった特徴を有している。これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪等を敢行するものもみられる。

注：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）^(注1)や外国人個人識別情報認証システム^(注2)を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。法務省との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の入国管理局への手配や、合法滞在を装う偽装滞在者等の取締りのための情報交換、合同摘発等の連携を図っている。また、財務省との間では、不正輸出入を防止するための情報交換や合同摘発等の連携を図っている。

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

国際刑事警察機構（ICPO）は、各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等を行っている。平成24年末現在で190の国・地域が加盟している。警察庁は、捜査協力の実施のほか、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

② 外国捜査機関との捜査協力

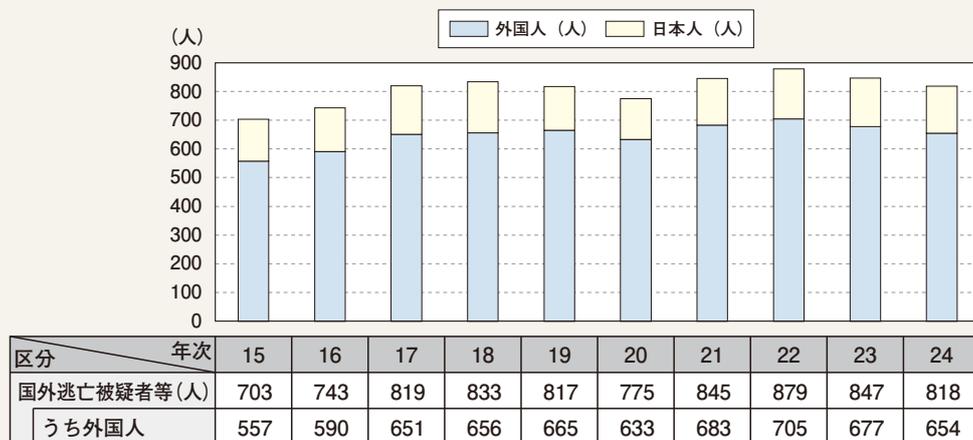
警察庁では、ICPOルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

(3) 国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者（以下「国外逃亡被疑者等」という。）の数は依然として多い。被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、入国管理局に手配するなどして出国前の検挙に努める一方で、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関等との捜査協力や刑事共助条約（協定）に基づく共助を通じ、被疑者の所在確認等を行っている。所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして確実な検挙に努めている。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図3-13 国外逃亡被疑者等の推移（平成15～24年）



注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2：来日外国人の個人識別情報と要注意人物に係る情報を照合するシステム

(4) 犯罪インフラ対策の推進

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、不法滞在者等に在留資格を不正取得させる手段となる偽装結婚や偽装認知等のようにその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、国際犯罪組織がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。警察では、平成23年3月、「犯罪インフラ対策プラン」を策定し、総力を挙げた対策を推進している。

図3-14 犯罪インフラの実態と対策プランの概要

犯罪インフラの実態

- | | |
|---|---|
| <p>1 通信・運搬手段
他人名義の携帯電話、犯罪に関わるインターネットサイト 等</p> | <p>2 集金・送金手段
地下銀行、他人名義の預貯金口座 等</p> |
| <p>3 生活手段
就労資格のない者を雇用する事業、不正な住居のあっせん、地下営業 等</p> | <p>4 身分偽装手段
偽変造身分証明書、偽装結婚により不正取得された公的身分 等</p> |

犯罪インフラ対策プランの概要

3つの課題

- 1 徹底的な解明・解体等 2 速やかな対策 3 変化への対応

4つの基本戦略

- | | |
|---|--|
| <p>1 体制の構築
警察の各部門が情報を共有し、総合的に対策を推進するための部門横断的な仕組みを構築</p> | <p>2 実態解明の推進
あらゆる機会を通じて犯罪インフラに関連した情報を収集し、実態解明を推進</p> |
| <p>3 犯罪インフラ事犯の検挙の強化
被害者からの申告により事案が顕在化することが少ない犯罪インフラ事犯について、各部門が連携して総合力を発揮し、検挙を強化</p> | <p>4 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進
警察から関係機関等へ積極的に働き掛けを行い、犯罪インフラを生まないための環境づくりを推進</p> |

コラム ⑦ ヤード対策

ヤードとは、周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設のことをいい、日本全国に多数存在している。

一部のヤードが犯罪インフラとして利用され、国際組織犯罪を始めとする犯罪の温床となっている状況がみられることから、警察では、犯罪の関与が疑われるヤードについて、関係機関と協力しての立入検査や行政指導、法令を多角的に適用した取締り等の対策を推進している。

事例

Case

ヤード経営者であるカナダ人の男（33）は、スリランカ人らの窃盗グループが盗んだ自動車を買取り、ヤード内で解体して自動車部品としてアラブ首長国連邦に不正輸出していた。23年10月までにカナダ人1人、インド人3人、スリランカ人2人及び日本人2人を窃盗罪等で逮捕するとともに、24年4月までに、関係機関等と連携し、ヤードを解体・撤去した（愛知）。



犯行に使用されたヤード

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剝奪することが重要である。警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、関係機関、事業者、外国のFIU^(注1)等と協力して犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務が特定事業者^(注2)により適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会やウェブサイト等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者が義務に違反していると認めた場合、犯罪収益移転防止法に基づき、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供し、各捜査機関等においては、マネー・ロンダリング事犯^(注4)の捜査等に活用している。

(3) 犯罪収益移転防止法の改正

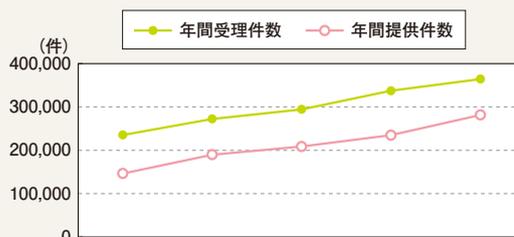
平成23年4月、第177回国会において、取引時の確認事項の追加、電話転送サービス事業者の特定事業者への追加、取引時確認等を的確に行うための措置の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を内容とする犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律が成立し、25年4月1日から施行された（預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化については23年5月28日から施行された。）。

表3-9 所管行政庁に対する意見陳述の実施件数の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
意見陳述の実施件数(件)		4	9	13	10	10

注：平成20年は、3月1日以降の実施件数

図3-15 疑わしい取引の届出状況の推移(平成20~24年)



区分	年次	20	21	22	23	24
年間受理件数(件)		235,260	272,325	294,305	337,341	364,366
年間提供件数(件)		146,330	189,749	208,650	234,836	281,475

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会・警察庁が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出の件数をいう。
注2：年間提供件数とは、国家公安委員会・警察庁が捜査機関等に提供した疑わしい取引に関する情報の件数をいう。

表3-10 疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数の推移(平成20~24年)

区分	年次	20	21	22	23	24
検挙件数(件)		175	337	390	570	886

注1：Financial Intelligence Unitの略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会・警察庁が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨届け出ることが義務付けられている。

注4：133頁参照

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為であり、我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

平成24年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、組織的犯罪処罰法違反で238件（前年比5件減少）、麻薬特例法違反で11件（前年比3件増加）であり、組織的犯罪処罰法違反については、暴力団構成員等によるものが23.1%を占めている。

24年中における暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが17件、窃盗に係るものが10件、ヤミ金融事犯に係るものが7件、売春防止法違反に係るものが6件となっているが、その他にも風営適正化法違反に係るものなどがあり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリングを行っている実態がうかがわれる。

また、24年中の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯のうち、17件が来日外国人によるものであった。

表3-11 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24
組織的犯罪処罰法（件）		173 (63)	226 (90)	205 (90)	243 (81)	238 (55)
	法人等経営支配（第9条）	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	犯罪収益等隠匿（第10条）	134 (41)	172 (49)	139 (46)	150 (43)	158 (27)
	犯罪収益等收受（第11条）	38 (21)	54 (41)	65 (44)	92 (38)	80 (28)
麻薬特例法（件）		12 (5)	10 (4)	9 (5)	8 (3)	11 (4)
	薬物犯罪収益等隠匿（第6条）	10 (4)	5 (1)	8 (4)	8 (3)	8 (2)
	薬物犯罪収益等收受（第7条）	2 (1)	5 (3)	1 (1)	0 (0)	3 (2)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

事例

Case

極東会傘下組織幹部の男（42）及びナイジェリア人の男（46）らは、22年8月、米国内で敢行された詐欺事件の詐取金（約2,400万円）が、日本国内に開設された銀行口座に国外から振り込まれた際、銀行担当者に対し商品の買い付け代金であるなどと虚偽の説明をし、さらに、払戻手続に当たって、商品の買い付け代金等と記載された虚偽の取引明細書を提出するなどして、これら詐取金が正当な事業収益であるかのように装った。24年12月、同人らを組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（新潟、警視庁）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。警察では、没収^(注1)・追徴^(注2)の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、表3-12のとおりである。

表3-12 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成19～23年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)
組織的犯罪処罰法	19	29	104,020	67	603,680	96	707,700
	20	40	335,721	79	560,791	119	896,512
	21	98	105,774	129	3,414,672	227	3,520,446
	22	54	81,136	101	1,445,143	155	1,526,280
	23	93	60,899	93	819,683	186	880,582
麻薬特例法	19	53	153,830	285	1,128,689	338	1,282,519
	20	61	93,695	362	1,391,545	423	1,485,240
	21	68	34,087	350	1,428,732	418	1,462,820
	22	46	27,660	328	1,260,916	374	1,288,576
	23	69	21,277	273	850,882	342	872,160

注1：法務省資料による。

2：金額は、千円未満切り捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

平成24年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で風営適正化法違反、賭博、売春防止法違反、わいせつ物頒布等事犯、詐欺、ヤミ金融事犯等に関して148件（前年比47件（46.5%）増加）発出され、麻薬特例法で16件（前年比2件（14.3%）増加）発出されている。

表3-13 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24
組織的犯罪処罰法 (件)		44 (21)	54 (23)	70 (36)	101 (30)	148 (39)
麻薬特例法 (件)		7 (5)	8 (5)	13 (7)	14 (4)	16 (8)

注：() 内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

注1：物の所有権及び金銭債権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑をいう。

2：没収することができる物及び金銭債権の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分をいう。

4 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、金融活動作業部会（FATF）^{（注1）}、アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）^{（注2）}、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

（1）FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成24年末現在、我が国を含む34の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても20年に3回目の審査が実施された。これを受けて我が国は、24年6月及び同年10月、全体会合において、同審査で指摘された各勧告の改善状況を報告した（23年10月に続いて3回目及び4回目の報告）。

警察庁では、従来からFATFの活動に積極的に参画しており、24年中は、年3回の全体会合のほか、特別会合及び作業部会に職員を派遣した。

（2）APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために設置された国際協力の枠組みであり、平成24年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、24年中、年次会合のほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口分析の研究のための会合に職員を派遣した。

（3）エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された国際機関であり、平成24年末現在、我が国を含む131の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、24年中、年次会合のほか、作業部会に職員を派遣した。

表3-14 国家公安委員会・警察庁と外国のFIUとの情報交換件数の推移（平成20～24年）

区分	年次	20	21	22	23	24
情報交換件数(件)		124	120	152	226	174

（4）外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会・警察庁では外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、国家公安委員会・警察庁では平成24年末現在、合計46の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

表3-15 外国のFIUとの情報交換枠組みの設定状況

年次	設定国・地域
19	香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、米国、シンガポール、カナダ、インドネシア、英国、ブラジル、フィリピン
20	スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア
21	パラグアイ、フランス、カタール
22	トルコ、メキシコ、ルクセンブルク、チリ、フィンランド、インド
23	ナイジェリア、中国、カンボジア、マカオ、キプロス、アルゼンチン、スペイン、サンマリノ
24	モンテネグロ、オランダ、ドイツ、ケイマン諸島、チェコ、モンゴル、アルバ、コロンビア、レバノン、スウェーデン、ベルー、アルメニア

注1：The Financial Action Task Forceの略

2：The Asia/Pacific Group on Money Launderingの略

警察活動の最前線



立山くん

外国人犯罪組織に立ち向かう

富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課

かきたに ともみ
笠谷 知美 巡査部長

知り合いの警察官から、語学力が警察でいかせると聞き、犯罪抑止にロシアでの留学経験を役立てたいとの思いから、富山県警察へ飛び込みました。現在は、念願の国際捜査官として、外国人犯罪組織に関する情報収集や取締り等のほか、ロシア人被疑者等の取調べや通訳を担当しています。

富山県は、国道沿いに外国人が経営する中古自動車店が密集し、ロシア極東から多数のロシア人が買い付けにやってきます。店の小さな一角では、毎日数十万ドルの現金が動き、窃盗事件はもちろん、過去には外国人同士による殺人事件や強盗事件も発生するなど、外国人犯罪が身近な脅威となっています。

一方で、地域住民と外国人が共存する富山県では、外国人犯罪と対峙し、その犯罪組織を壊滅することだけでなく、外国人を犯罪者にさせない街づくりも大事な仕事です。私がまだ新米だった頃、外国人被疑者で、日本の法制度や刑事手続が分からず、自分の処遇や本国の家族への影響を心配し、取調べで何も答えられないと訴えてきた被疑者がいました。外国人も日本人と同様、不安を抱えていることを知り、ただ言葉を伝えるだけではなく、1人の人間として真摯に向き合うことの重要性を実感しました。このような経験を大切に、外国人犯罪と向き合う強い警察官でありたいと思います。



ふじ君

薬物事犯の根絶に向けて

山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課

さいとう ひろし
齋藤 広 警部補

「末端の薬物乱用者を徹底検挙し、密売組織を壊滅することで需要と供給を遮断する」

これこそが薬物犯罪捜査の目的であり、全ては地道で粘り強い日々の捜査の積み重ねに懸かっています。

これまで私が薬物犯罪捜査を通じて目にしてきたものは、職に就かず、薬物欲しさから窃盗や強盗等の犯罪を重ね、さらには、幻覚等の影響から殺傷事件まで起こすという多くの薬物乱用者の末路、正に人生の破滅へと向かう姿でした。私は、薬物乱用者による事案を取り扱うたびに、薬物の恐ろしさを肌で感じ、薬物事犯の撲滅を心に誓います。

最近、若者が室内で大量の大麻を栽培する事件を検挙しました。若者達の薬物への警戒心が低下していることが懸念される事件です。薬物は、乱用者自身の身を滅ぼすだけでなく、家族や社会をも滅ぼします。そして薬物のまん延は一国をも滅ぼしかねない、私達の生活にとって大きな脅威なのです。

私が今やっている捜査は地道なものです。しかし、こうした積み重ねが、薬物からこの国を守る第一歩だと信じ、微力ではありますが全力を尽くしていきたいと思います。

